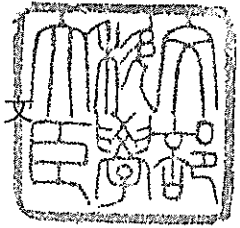


25文科初第768号
平成25年10月18日

沖縄県教育委員会 殿

文部科学大臣 下村 博文



竹富町教育委員会の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行について(指示)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。）の規定に基づく事務の執行について、竹富町教育委員会においては、下記のとおり無償措置法の規定に違反していると認めることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の5第3項の規定に基づき、竹富町に対して、その違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを求めるよう、同条第2項の規定に基づき指示する。

記

無償措置法第13条第4項は、無償措置法第12条第1項の規定に基づいて設定された採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないと規定している。しかし、竹富町教育委員会は、平成24年度に使用する中学校社会科の公民的分野の教科用図書の採択について、無償措置法第13条第4項の規定による協議を行うための組織として石垣市教育委員会、竹富町教育委員会及び与那国町教育委員会の合意により設置された八重山採択地区協議会の規約に従ってまとめられた結果と異なる教科用図書を採択し、また、現在に至るまでその採択を変えることをしていない。したがって、竹富町教育委員会は、無償措置法第13条第4項の規定に違反している。

無償措置法第3条は「国は、・・・第13条・・・の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。」と規定しており、上記のとおり竹富町教育委員会は無償措置法第13条第4項の規定による採択を行ったとは認められないことから、その採択に係る教科用図書について、

無償措置法による給付ができない状態が生じている。

これまで、文部科学省としては、貴委員会に対し、竹富町教育委員会が八重山採択地区協議会の規約に従ってまとめられた結果に基づいて教科用図書を選定するよう指導することを求めるとともに、竹富町教育委員会に対しても直接その旨指導してきたところであるが、竹富町教育委員会においては、依然として無償措置法の規定に違反する状態は是正されていない。

竹富町教育委員会の教科用図書の採択に係る事務の執行が無償措置法の規定に違反する状態をこれ以上放置することはできず、本文のとおり指示するものである。